

【特記仕様書（例）】

若者・女性活躍推進モデル工事について

本工事は、34歳以下の若者（以下、「若者」という。）又は女性を、主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。）又は現場代理人に配置する場合や現場作業に従事する作業員（以下、「作業員」という。）に配置する場合に、総合評価落札方式において加点を行う工事である。「若者・女性活躍推進モデル工事実施要領」に基づき実施する。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hinkaku/index.html>)

1. 若者又は女性の配置について

応札者と雇用関係を有する、若者又は女性を評価の対象とする。

受注者は、作業員を配置後、作業員の現場従事状況を工事日報等により監督員に提出することとする。

2. 週休2日工事の実施について

受注者は、週休2日工事の実施（4週8休）に取り組むこととする。

週休2日工事の実施にかかる費用は、週休2日工事实施要領5.に基づき、4週8休にかかる費用を計上しているが、達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、設計変更の際に減額変更を行う。

3. 快適トイレの設置について

受注者は、現場に快適トイレを設置することとする。

快適トイレの設置にかかる費用は、快適トイレを設置する試行工事实施要領5.に規定されている男女別で1基ずつ計2基の上限額に工期の月数を乗じた額を共通仮設費の営繕費に計上しているが、快適トイレに要した費用に応じて変更する。

4. 現場職業体験会の開催について

受注者は、現場職業体験会を開催することとする。

現場職業体験会の開催にかかる費用は、設計変更協議の対象とする。

5. 評価内容の担保等

総合評価落札方式において加点評価された場合に、提案どおり若者又は女性が配置されなかった場合は、工事成績の減点を行うこととする。

監督員が再三指摘したにもかかわらず、週休2日に取り組まなかった場合、快適トイレを設置しなかった場合又は現場職業体験会を開催しなかった場合については、入札参加資

別紙 1

格停止とする。

(参考)

「週休 2 日工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/syuukyuu2nichi/d00156883.html>)

「快適トイレを設置する試行工事実施要領」

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/toilet/index.html>)